

# 2017十勝ミニバイクレース

## 特別競技規則書

### 第1章 総則

#### 第1条 競技規則の制定

本シリーズは、一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（以下「MFJ」という）の公認・承認のもとに、国際スポーツ憲章・国際モーターサイクリスト連盟（FIM）の定める、競技規則に基づいた2017MFJ国内競技規則とその付則ならびに、本競技会競技規則に基づいて開催される。但し、別途各大会特別規則書、シリーズ統一規則書に規定が定められている場合はそちらを優先する。

### 第2章 参加者

#### 第2条 ライダー・ピットクルー

- すべてのライダーは、当該競技に必要なMFJ競技ライセンス、エンジョイ等の資格を受け、スポーツ安全保険の適用期間内でなければならない。
- 20才未満のライダーは、参加申込書の誓約書・承諾書に親権者または保護者の署名と実印の捺印とその印鑑証明書（3ヶ月以内に取得したもの）を必要とする。  
上記の書類を参加受付時まで提出できないものは、いかなる理由があろうと競技に参加することはできない。
- ピットクルーは、MFJピットクルーライセンス所持者が望ましい。
- 参加受理後のライダーの変更は認めない。
- ピットクルーの変更は参加確認の際、手数料1,000円を添えて申請すること。但し、ピットクルーの追加は認めない。

### 第3章 参加申し込み

#### 第3条 参加申し込み

- 参加申し込みは、参加申込書に必要事項を完全に記入した上で、参加料にすべての必要書類を添え、現金書留にて申込みなければならない。（締切日消印有効）但し、特別に大会事務局が認めた場合に限り、直接持参（必要書類と参加料）での申込みも可能とする。
- 大会事務局は、参加申込者に対し、理由を明かすことなく参加を拒否することができる。参加を拒否した申込者に対しては、参加料が返還される。ただし、事務手数料として1,000円を差し引く。
- 参加申込後、参加を取り消す申込者には参加料は返却されない。
- 参加受付を行った後、公式車両検査、公式予選に出場できなくなった場合は、速やかに大会事務局まで届け出なければならない。
- 参加申込期間終了後、大会事務局が正式に受理した参加申込者は十勝スピードウェイHP内にエントリーリストを掲載することで発表する。

#### 第4条 参加受付

参加申し込みが正式に受理された参加者は、公式通知に示された日時および場所で行われる参加受付時に必要書類を提示、提出しなければならない。

### 第4章 参加者の遵守事項

#### 第5条 参加者の遵守事項

国内競技規則第3章競技会[14 競技参加者の適合性]・[15 競技参加者の遵守事項]による。

#### 第6条 入場証と通行証

- ライダー、ピットクルーは発行されたクレデンシャルパス（入場証他）等を常に正しく身につけていなければならない。
- 通行証（駐車許可証）が発行されている場合は、フロントウィンドウ面に正しく装着し、決められた場所以外に駐車してはならない。

#### 第7条 ピット・パドックの使用

- 特別スポーツ走行、公式予選、決勝レースの使用ピットは、大会事務局によって割り当てられる。
- 割り当てられたピットを、参加者相互で交換・変更する場合は、双方のチーム代表者が署名をしたピット変更届を大会事務局に提出し、事務局長の許可を得なければならない。
- ピットエリアでは、タバコ等火気を取り扱わないこと。また、ピット使用後は責任をもって清掃すること。

- ピット・パドック使用時に出るゴミ、廃液等は使用者が責任をもって処理し、必ず参加者が持ち帰ること。ゴミの置き去りについては、不法投棄とみなし処罰される。

#### 第8条 ピットインおよびピットアウト

- 大会期間中を通じてピットロードのスピード制限は特に設けないが、安全な速度で走行すること。競技役員が危険と判断した場合は罰則を課す場合がある。
- ピットインする車両は、12番ポスト付近で、コース左側に車両を寄せ、手もしくは足でピットインの合図を行った後、安全を確認してから、ピットロードに進入しなければならない。また、ピットレーンでは、決められたレーンを走行すること。
- ピットアウトしてコースインするライダーは、第1コーナーを通過するまで、コース左側ラインに沿って走行しなければならない。その間、後方から近づく車両の走行を妨げてはならない。

#### 第9条 ライダーの装備

- ヘルメット
  - ヘルメットはフルフェイスで、日本工業規格C種以上・第2種・USSNEL規格以上・MFJが公認したものでなければならない。
  - ヘルメットには、当該レースでのゼッケンナンバーを貼付することが推奨される。
  - 転倒時の迅速なレスキューならびに自己安全のために、ライダーのヘルメットをスムーズに脱がすヘルメットリムーバーを着用しなければならない。
- レーシングスーツ
  - 皮革もしくは皮革と同等の素材（MFJの許可を得たもの）であり、ツナギタイプでなければならない。
  - スーツの左胸前部内側に氏名をカタカナで血液型をアルファベットで明記しなければならない。
  - 脊椎プロテクション（脊椎パッド）の装着が義務付けられる。
  - 胸部プロテクション（チェストガード）の装着を推奨する。
- ブーツ・グローブ
  - 皮革もしくは皮革と同等の素材（MFJの許可を得たもの）であり、フックなどが外部に突出していないものでなければならない。
- 競技中のライダーは、レーシングスーツに裏地がついていない場合、アンダーウェアを着用しなければならない。
- マウスガード（マウスピース）
  - 口の怪我防止のために、カスタムメイドのマウスガードの装着が推奨される。マウスガードの色は、口の中の出血が見分けやすいように明るい色が望ましい。
- ライダーの装備は、車両検査時に検査されキズ、ほつれ、破損等により使用を禁止する場合がある。

#### 第10条 ライダースミューティング

- タイムスケジュールに示された時間に、ライダースミューティングを行う。
- 必ず、ライダー本人が出席しなければならない。欠席・遅刻をした場合、失格までの罰則が科せられる場合がある。
- 止むなく欠席・遅刻する場合は、チーム責任者が事前に書面にて申請し、競技監督の許可を受けなければならない。

### 第5章 参加車両

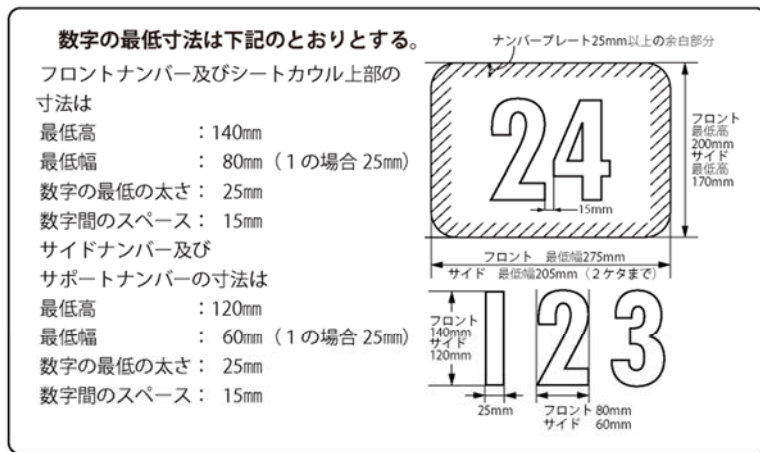
#### 第11条 参加車両規定

参加車両の詳細については各シリーズ規則または大会特別規則書に規定する。

#### 第12条 ナンバープレート及びカラー

- ナンバープレート
 

モーターサイクルのフロントとシートカウルの両サイドにゼッケンナンバーが装着され、観客とオフィシャルが明白に認識できるようにしなければならない。さらに、モーターサイクルのいかなる部分によっても、またはライダーが自分のシートに座った時に身体によっても隠れてはいけない。



数字の字体は、Futura Heavy を基準とするゴシック体とする。  
また、影付きなどは認められない。

Futura Heavy

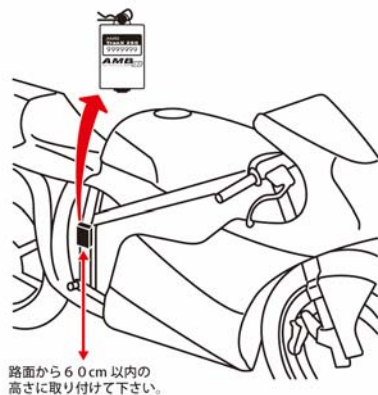
0123456789

## 2. ゼッケンナンバー

- ①主催者によってナンバーが割り当てられる。
- ②ゼッケンナンバーは、車両検査までに、規定の書体および色分けで記入しておかなければならない。
- ③車両検査時に検査され、判読しにくいと判断された場合には修正をしなければならない。ゼッケンの修正を要求された場合は、速やかに修正を行い、再度車両検査を受けること。また、車両検査通過後であっても、計時・ポストマーシャル等オフィシャルによって判読しづらいと判断された場合にも修正しなければならない。
- ④適合していないゼッケンナンバーおよびプレートを装着している車両は、車検長によりレース参加の許可を得ることができない。

## 第13条 自動車番読取装置（以下、トランスポンダー）の装着

1. 全ての参加者は、主催者が用意したトランスポンダーを車検時までに装着し、公式予選、決勝レースを通じて装着していなければならない。取り付けを拒否した場合、当該車両およびライダーは出走を認められない。
2. トランスポンダーの配布は、選手受付時に行い、返却については各レース終了後1時間以内とする。  
万が一破損・紛失した場合、1個につき54,000円を主催者より請求される。
3. 取り付け方法および位置について
  - ①トランスポンダー専用ホルダーを指定の場所にタイラップ等で確実に固定すること。
  - ②地面から60cm以内で、熱や振動の受けにくい位置とする。取り付け位置は図を参照のこと。



## 第14条 車両変更

国内競技規則付則4ロードレース競技規則[12 出場車両並びにマーキング部品の変更]による。

## 第15条 車両の検査

国内競技規則付則4ロードレース競技規則[13 車両の検査]による。

1. 参加車両の公式車両検査およびライダーの装備品検査は、公式通知に示されたタイムスケジュールに従って車検場で行う。
2. 車両検査のための車両は、ライダー本人またはピットクルーが持参し、必ずタイムスケジュールに示された時間内に検査を受けなければならない。ライダーは必ず立ち会わなければならない。
3. 車検場には、車両仕様書を持参し、アンダーカウルを外した形で車両を持ち込み、外したアンダーカウルも持参しなければならない。

4. 公式車両検査を受けない車両あるいは検査の結果、参加が不適当と判断された車両はレースへの出場は出来ない。
5. 予選・決勝を通じて公式車両検査時と異なる車両、装備を使用した場合、罰則が課せられる場合がある。
6. ライダーが競技中に着用しなければならないものとして車両検査の際、車検員によって点検を受けるものは次の通りとする。
  - ①ヘルメット
  - ②MFJ公認のヘルメットリムーバー
  - ③レーシングスーツ
  - ④ブーツ
  - ⑤グローブ
  - ⑥チェストガード
  - ⑦脊椎パッド
7. 音量測定は、車検時に行う場合がある。
8. 主催者は、大会期間中、必要に応じて随時車両検査を行う権限を有する。

## 第16条 スタート前チェック

公式予選、決勝レースコースイン時にスタート前チェックを行う。時刻およびチェック場所は、公式通知に示す。

## 第6章 公式予選とスタート方法

### 第17条 公式予選

1. レースに出場するすべてのライダーは、公式予選に参加し、決勝レース出場資格を取得しなければならない。
2. 公式予選は、タイムトライアル方式とする。
3. 予選通過基準タイムは、各クラスのトップタイムの+30秒以内とする。
4. 予選が2回以上ある場合、予選通過基準タイムは、どちらかの予選で上記に示すタイムをクリアすれば、通過基準タイムを満たしたものとす。
5. 公式予選の義務周回数は定めない。
6. 予選終了の合図としてチェッカーフラッグが振られる。チェッカーを受けた車両はペースダウンをし、コースを1周して、ピットに戻らなければならない。
7. 決勝レースの出走可能台数は30台とする。
8. 決勝レースへの出走嘆願書提出は、暫定予選結果発表後30分以内とする。

### 第18条 スタート方法

1. スターティンググリッド
  - ①各列3台とし、ポールポジションは右側とする。
  - ②階段状のグリッドを使用するものとする。
2. 決勝レースのスタート方法は、クラッチスタートとする。その他のスタート方法が採用される場合は、公式通知にて発表される。
3. スタート進行の詳細はライダーズミーティングにて知らされる。
4. ジャンプスタートのペナルティは、原則的にストップ&ゴーとする。ペナルティストップエリアは、ピットロード出口付近とする。

### 第19条 スタート手順

1. スタート約30分前  
ライダーはスタート前チェックを受け、マシンとともにウエイティングエリアに待機する。
2. スタート15分前（サイティングラップ開始）  
サイティングラップのためにピットロード出口が解放される。サイティングラップを1周してスターティンググリッドにつく。
3. スタート10分前（サイティングラップ終了）  
ピットロード出口がレッドシグナル点灯により閉鎖される。サイティングラップに参加しないライダーは、ウォームアップラップ開始5分前までにオフィシャルの指示に従って自分のマシンをグリッドに押しに行くことができる。サイティングラップ中にトラブルに見舞われたライダーは、ピットに戻ることができる。この場合、当該ライダーはピットレーンからウォームアップラップを開始しなくてはならない。この段階までに、競技監督はレースを『ウェット』または『ドライ』もいずれかを宣言する。ボードが出されない場合は自動的に『ドライ』とみなされる。
4. ウォームアップ開始まで  
グリッド上での給油は禁止される。  
グリッド上でタイヤウォーマーの使用は禁止とする。

5. ウォームアップラップ開始5分前  
5分前の表示が示される。
6. ウォームアップラップ開始3分前  
3分前の表示が示される。  
すべての調整は『3分前』の表示が出るまでに完了しなければならない。さらに調整を行うことを希望するライダーはマシンをピットレーンまで押して行き、そこで調整を行うことができる。ライダー1名につき1名のメカニックと、主催者の認める撮影クルー、および必要なオフィシャル以外は全員グリッドから速やかに退去しなければならない。
7. ウォームアップラップ開始1分前  
1分前の表示が示される。(エンジンスタート)  
押しがけをするライダーの援助をするメカニック以外の全員がグリッドから退去する。  
押しがけでエンジンが始動したら、速やかにメカニックも退出する。
8. ウォームアップラップ30秒前  
30秒前の表示が示される。  
全ライダーはエンジンが始動している状態でグリッドの所定の位置に付かなくてはならない。これ以降メカニックの援助は禁止される。エンジンが始動できないライダーは、マシンをピットレーンに移動し、そこでエンジンの始動を試みることができる。このようなライダーはピットレーンからウォームアップを開始しなければならない。
9. ウォームアップラップ開始  
ウォームアップラップ開始を示すためイエローライトが点滅される。スタートオフィシャルの振動提示するグリーンフラッグの指示でライダーは、前列から順にスタートし、1周走行する。  
グリッドからスタートした集団が通過したらピットレーンで待機していたライダーはウォームアップラップに加わることが許可される。ウォームアップラップが開始されたら、各ポストはライダーにフラッグポジション位置を確認させるためにグリーンフラッグを振動提示する。  
グリッドに戻ってきたライダーはエンジンを始動したまま、フロントタイヤの先端をグリッドライン手前につけ停車しなければならない。グリッド最前列の前には赤旗を提示するオフィシャルが立つ。  
明らかに集団から遅れて戻ってきたライダーはスターティンググリッド最後尾の次に空グリッドについて、スタートしなければならない。複数台遅れた場合は、到着順とする。  
ウォームアップラップ途中でトラブルに見舞われたライダーは、ピットレーンに必ず戻って修理すること。グリッドでエンジンをストールさせたライダーまたはその他のトラブルに見舞われたライダーは、車両にまたがったままの状態を腕を上げる。その方法によって意図的にレースのスタートを遅らせることは許されない。  
オフィシャルの指示があった場合は、その指示に従うこと。

## 第20条 スタート

1. グリッド最前列の前に赤旗を提示するオフィシャルが退去した時点で日章旗が降り上げられ、2～5秒後に降り下された時点でスタートとなる。
2. ジャンプスタートをしたと判断されたライダーに対しては30秒のタイム加算もしくはストップ&ゴー・ペナルティが課せられる。
3. ストップ&ゴー・ペナルティは、当該ライダーのピットクルーにボードによって通告される。この判定に対する抗議は一切受けられない。

## 第21条 スタートディレイド

1. スタート時の安全を脅かすようなトラブルが発生した場合、スタートを受け持つオフィシャルが赤旗を振る。
2. この場合、ライダーはヘルメットをとらずにグリッドに待機する。各ライダーについて1名のメカニックがライダーを補佐するためにグリッドに立ち入ることが許可される。エンジンを止めること。
3. スタート手順は、原則として「ウォームアップ開始3分前」の段階から再開される。ライダーは追加のウォームアップラップを1周走行し、レース周回数は1周減算される。
4. スタートディレイドの原因となったライダーは、ピットレーンに入れられ、もし再スタートできる時は、最後尾の次の空きグリッドからスタートしなければならない。

スタート進行スケジュールは、レース当日の天候・路面状況などにより変更される場合がある。その場合は、ライダーズミーティング・場内放送などにて参加者に通達される。

## 第7章 レース中の行為

### 第22条 レース中の行為

1. ライダーは、指示を伝えるシグナルフラッグに従わなければならない。
2. いかなる場合も、当該ライダーが有利となるショートカット・規定外のコースの走行・逆方向への走行をしてはならない。行った場合は、失格までの罰則が科せられる。
3. リタイヤする場合、ライダーは自分のマシンをオフィシャルに指示された安全な場所に止めなければならない。
4. リタイヤが余儀なくされるようなマシントラブルにあった場合、そのライダーはピットまで戻らずに、コースアウトしてオフィシャルの指示に従い、安全な場所にマシンを止めなければならない。
5. コース上にオイル等の液体をまき散らす恐れのあるようなトラブルにあった場合、そのライダーはピットまで戻らず、速やかにコースアウトし安全な場所にマシンを止めなければならない。また、停止後再スタートを希望する場合は必ずオフィシャルの確認を必要とする。上記に違反した場合、10,000円以上の罰金が科せられる。
6. 修復作業のためにスロー走行するライダーは、出来る限りコースの右側を走行しなければならない。
7. 転倒・コースアウト後再スタートする場合は、マシンに泥・小石等が付着している場合が考えられるので、すぐにレコードラインを走行せず、コース脇を走行しマシンの状態を確認してからレースに復帰すること。
8. 車両を押してピットに戻る際は、後続車両に注意しながらコース右側を進むこと。また、オフィシャルから指示があった場合は、その指示に従うこと。

### 第23条 停車指示

1. レースの続行が危険、もしくはその疑いがあるとみなされるライダー、または車両について、競技監督は、ピットインを命じるか、レースから除外することができる。
2. 天災・大事故等の不慮の事態が発生した場合、競技監督は、赤旗によって全ライダーに対し、停止を指示することができる。

## 第8章 レースの中断及び再スタート

### 第24条 レースの中断

1. 競技監督が、天候上の理由、あるいはそのほかの理由からレースの中断を決定した場合、赤旗を提示するか、セーフティーカーを導入する、のいずれかの方法によりレースを中断することができる。

### 第25条 赤旗中断されたレースの再スタート

1. 赤旗が提示された場合、全車最大限の注意を払い走行しピットインし、戻ってきたライダーはオフィシャルの指示に従うこと。
2. 赤旗が提示された場合、レースの進行状況等により、以下のケースに分ける。
  - ①トップを走行中のライダーが3周末満しか走行していない場合。
    - 1) 当該レースは、無効とされ、再レースが行われる。グリッドは、予選結果の通りとし、全ライダーがスタートできる。
    - 2) 再レースのスタートが不可能な場合は、このレースの中止が宣言される。
  - ②トップを走行中のライダーが3周以上、しかし本来のレース距離の50%未満(小数点以下切り捨て)の場合。
    - 1) レースの最終結果は、複数のレースの周回数を合算し順位が決定される。周回数が同数の場合は、最終レースの結果が優先される。
    - 2) 再レースのスタートが不可能な場合は、1回目のレース結果でレースは完了したものとす。
  - ③トップを走行中のライダーが本来のレース距離・時間の50%を走行した場合。
    - 1) 当該レースは完了したものとみなされる。
3. 転倒車両を使用する際には車検長の許可が必要とする。
4. 本来のレース距離の50%未満の場合の再スタートについては、以下の通りとする。
  - ①赤旗中断により、ライダーがピットに戻った後、競技監督よりサイティングラップスタート予定時刻が発表される。
  - ②サイティングラップ開始
    - 1) ピットレーン出口はサイティングラップ開始30秒で閉鎖される。
    - 2) サイティングラップを終了した車両はエンジンを切らずにグリッドへ着くこと。

- 3) サイティングラップに参加しないライダーはピットレーンからウォームアップラップに参加し、正規のグリッドに着くことができる。但し、車両をグリッドまで押して行くことはできない。
- ③ウォームアップラップ30秒前が提示される。
- 1) ライダーおよびオフィシャル以外のコース上への侵入は禁止される。
  - 2) この時点でグリッドに着いていないライダーはピットスタートとする。
5. 以降通常のスタート手順。
  6. 赤旗が提示されたレースが再び赤旗中断になった場合、レーススケジュールを変更する場合がある。
  7. ライダーの安全が確保の観点から競技監督が判断し、審査委員会の承認により中断後の再スタートが行われない場合がある。

## 第9章 レース終了及び順位の決定

### 第26条 レース終了

1. トップのライダーにチェッカーフラッグが提示された後、引き続き後続のライダーに提示される。
2. チェッカーフラッグの提示時間は3分間とする。
3. チェッカーフラッグの提示位置はスタートライン付近ガードレース沿いとする。
4. トップを走行する車両が、所定の周回数（時間）を完了する前にレース終了の合図が出された場合は、当該レースはその時点で終了したものとみなされる。何らかの理由により、レース終了の合図が遅れた場合でも、レースは本来終了する時点で終了したものとみなされる。

### 第27条 順位・完走者の決定

1. 優勝者は、規定の距離（周回数）または、時間を完走して最初にフィニッシュライン（コントロールライン）を通過したライダーとする。
2. 優勝者がフィニッシュラインを通過したら他のライダーは、その時点の周回を終え、フィニッシュラインを通過した時点で終了となる。
3. 順位は、ピットレーンではなく、コース上のフィニッシュラインでチェッカーを受けた完走者の中から周回数の多い順に決定される。周回数が同一の場合は、フィニッシュラインの通過順による。

### 第28条 レース終了後の車両保管と再検査

国内競技規則付則4ロードレース競技規則[28 レース終了後の車両保管と再検査]による。

### 第29条 表彰式

レース終了後、計時長の名において暫定結果が発表され、正式な抗議がない場合、大会審査委員会の承認を得て、暫定結果発表後30分後に競技監督、及び計時長の名において正式結果が発表後行う。

### 第30条 賞典

1. 賞典の範囲は、申込締め切り時の参加台数により決定する。
2. 正式結果発表後、授与される。当日、引き取りに来ない入賞者は、賞典の引き取りを拒否したものとみなされる。

## 第10章 損害に対する責任

### 第31条 損害に対する責任

1. 競技中、車両およびその付属品等が破損した場合、その責任は参加者が負わなければならない。また、サーキットの付帯設備を破損した場合も同様である。
2. 競技会開催期間中、またはその前後に生じた傷害は、参加者自ら責任を負うものとする。
3. 競技役員は、その職務に最善をつくすが、仮に競技役員の行為によって起きたエントラント、ライダー、ピットクルーおよび車両等への損害に対しても、競技役員はいつさいの責任を負わない。

## 第11章 抗議及び違反に対する罰則

### 第32条 抗議

国内競技規則付則4ロードレース競技規則[30 抗議]による。

1. 抗議は、暫定結果発表後30分以内に当該ライダーだけが行うことができる。抗議の手順ならびにその措置は、次のとおりとする。
2. 大会事務局に準備されている抗議書に記載し、1項目ごとに抗議保証金を添えて提出すること。
3. 正式に手続きにより提出された抗議書のみが受けられ、大会審査委員会において審議裁定される。
4. 大会審査委員会の裁定の内容は、当該者へ通達時に説明される。

5. 大会審査委員会が下した裁定に対しては、いつさい抗議することはできない。
6. 車両の分解を検査に要した費用は、その抗議が不成立の場合は抗議提出者、成立した場合には抗議対象者が支払わなければならない。この車両に要した費用は車検長が算定する。
6. 抗議保証金は、1項目につき10,000円、ガソリンおよびタイヤに関する抗議保証金は100,000円とする。

### 第33条 控訴権

国内競技規則付則4ロードレース競技規則[37 国内規律裁定委員会への控訴・審議依頼・提訴]による。

### 第34条 違反に対する罰則

国内競技規則第3章競技会 [31 違反に対する罰則] による。

1. 大会中（競技中も含む）における国内競技規則または、本大会規則に違反する行為に対しては、その軽重によって大会審査委員会の権限で下記の罰則を科すことがある。罰則は文章で該当者に通知される。

罰 則	内 容
訓 戒	文章による注意……始末書の提出の場合あり。
罰 金	500,000円以下の罰金。
競技結果に影響する罰則	タイム/ポイント/周回数の加算または減算。 順位の変更/ストップ&ゴー・ペナルティ
失 格	競技会および競技結果の除外。

2. 上記罰則に加え、ライダー・ピットクルーまたはエントラントによる競技役員並びに大会関係者に対する暴力的な言動及び行動に対しても、ペナルティが科せられる。
  - ①訓戒：文章による注意……始末書の提出の場合あり
  - ②罰金：10,000円以上 50,000円以下
  - ③失格
3. 公式シグナル提示（提示区間）における違反には下記の罰則を適用する。
  - ①旗提示（提示区間）における危険行為（追い越し・転倒・コースアウトなど）罰金、レースタイム加算、予選タイム抹消、失格などの罰則が与えられる。罰則の決定は大会審査委員会が違反の内容により、裁量決定する。
  - ②危険行為を原因とする事故を起こした場合、失格及びライセンス停止（最低2ヶ月）を国内規律裁定委員会に上申する。但し、大会審査委員会は違反の内容を吟味し、減刑する場合がある。

## 第12章 本規則の適用

### 第35条 本規則の解釈

規則および競技に関する疑義は、文章で大会事務局あてに質疑をすることができる。なお、この回答は、大会審査委員会の解釈、決定が最終的なものとして口頭で示される。

### 第36条 公式通知の発行

本規則に記載されていない競技運営上の細則や、参加者に対する指示、本規則発表後に生じた必要指示事項は、公式通知によって示される。

公式通知は、

1. 大会事務局に掲示される。
2. 掲示板に掲示される。
3. 公式予選、あるいは決勝レース前などに必要に応じて招集されるライダーズブリーフィングで指示される。
4. 緊急の場合は、場内放送で伝達される。

## 第13章 主催者の権限

### 第37条 主催者の権限

主催者は、次の権限を有するものとする。

1. 参加申し込みの受け付けに際して大会組織委員会は、その理由を示すことなく、エントラント、ライダー、ピットクルーを選択あるいは拒否することができる。
2. 競技監督が必要と認められた場合、ドライバー対し、指定医師による健康診断書の提出を要求し、競技出場の健康上の理由による可否を最終的に決定することができる。
3. 競技番号の指定、あるいはピットの割り当て等にあたり、各参加者の優選順位を決定することができる。

4. 保安上または不可抗力により特別な事情が生じた場合、大会審査委員会の承認を得てレースの延期、中止、取り止め、およびレース距離の短縮、コースの変更を決定することができる。ただし大会が中止された場合、参加料は返却する。
- 5) 各レース区分において参加申し込み台数が5台に満たない場合、そのレース区分を他のレースと混走のレースとして開催、またはそのレース区分を取り止めることができる。
- 6) 大会スポンサーの広告を参加車両に貼付させることができる。
- 7) 止むを得ない理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったライダーの指名登録、または変更について許可することができる。
- 8) すべてのエントラント、ライダー、ピットクルーの肖像権およびその参加車両の音声、写真、映像、レース結果など、報道、放送、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可できる。
- 9) 賞典の取り扱いについて最終的な決定権を有する。

### 第 38 条 本規則の施行

本規則は、2017 年 8 月 7 日より施行する。

十勝スピードウェイクラブ